

## 高規格堤防事業の速やかな実施と確実な予算化を求める意見書

江戸川区は水害に脆弱な都市です。元来、低地帯であるうえ、急速な産業発展を後押しした地下水の汲み上げは大規模な地盤沈下を引き起こし、陸域の大部分が満潮時の水位より低いゼロメートル地帯となりました。さらに、荒川、江戸川の二つの大河川の最下流部に位置し、堤防が決壊すれば被害は甚大となります。

近年、地球温暖化の影響もあり、想定を超える自然災害が度々発生しています。先人達が積み重ねてきた治水の歴史を引き継いでいくため、現時点で最善の超過洪水対策、堤防強化策であり避難場所の高台ともなる高規格堤防の整備を是非にでも進めていかなければならないのです。首都圏を守るという責務の下、国は、着実に進めるという一貫した姿勢で事業に臨むことが必要です。

現在、本区では江戸川沿川の北小岩一丁目東部地区と篠崎公園地区で、高規格堤防と共同実施によるまちづくり事業に向けて地元との話し合いを続けています。北小岩一丁目東部地区では平成23年度、土地区画整理事業を事業決定し、平成25年度の移転と工事開始に向け、これ以上の遅延が許されない状態となっています。同様に、篠崎公園地区についても共同実施に向けた準備は整っています。しかし、高規格堤防事業については、事業仕分けや事業見直し、平成24年度の新規地区への予算化が見送られるなど、地元は翻弄され続けています。

「天災は忘れた頃にやってくる」という言葉があります。住民を守る国及び自治体は天災が起こることを決して忘れてはなりません。自然災害はいつ起こるかわからない、だからこそ長期的な視点に立ち一貫した姿勢で累々と事業を積み上げていく、それこそが治水を司る国に課せられた重大な使命であります。

よって、江戸川区議会は、国会及び政府に対し、ゼロメートル都市江戸川区を守る最善の策が高規格堤防事業であると確信し、下記の事項を要請します。

### 記

- 1 まちづくり事業と高規格堤防事業を速やかに共同実施すること。
- 2 平成25年度に北小岩一丁目東部地区における高規格堤防事業を確実に予算化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年10月26日

江戸川区議会議長 島村和成

衆議院議長、参議院議長

内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣 あて